

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力施設に事故が発生したことによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民等の被ばく線量を最小限に抑え、生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

本市は、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川発電所」という。）から30km圏外に位置しており、原災法に基づく地域防災計画原子力災害対策編の策定対象には該当しないものの、東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）事故の経験から、原子力施設に事故が発生した場合には、影響が広域に及ぶ可能性があるという認識に立ち、原子力災害の発生に伴う放射性物質の影響から市民等の安全・安心を確保するために本計画を策定する。

## 第2節 計画の性格

### 1 栗原市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、市の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画（原子力災害対策編）及び県の地域防災計画（原子力災害対策編）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

市及び関係機関等は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講ずることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 2 栗原市地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「栗原市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「栗原市地域防災計画（風水害編、震災対策編）」によるものとする。

### 3 計画の修正

この計画は、原子力規制委員会において、原子力施設から30km圏外の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の考え方については、今後検討することとされていることを踏まえ、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、原子力災害対策指針及び原災

法、防災基本計画、宮城県地域防災計画又は市の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

### 第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

### 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策編）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」（令和2年10月28日改正）を遵守するものとする。

## 第5節 計画の基礎とすべき災害の想定

原子力災害対策を実施すべき地域における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、以下のとおりとする。

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等の放射性物質がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雨、降雪がある場合には、地表に沈着し長期間とどまる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際には、平成23年3月に発生した福島第一発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出され、150km以上離れた栗原市、岩手県にも到達している。

また、炉心冷却に用いた冷却水は、多量の放射性物質が含まれて海に流出している。このように、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

（※原子力災害対策指針 「第1 原子力災害(2)放射性物質又は放射線の放出形態及び被ばくの経路 ①放射性物質又は放射線の放出(1)原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態」を参照)

## 第6節 原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲

市は、原子力発電所として最も近い女川発電所から約47kmの地点に位置している。

これは、原子力災害対策指針において示されている、原子力施設からおおむね半径5kmの範囲内の予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）及び原子力施設からおおむね半径30kmの範囲内の緊急防護措置を準備する区域（以下「UPZ」という。）のいずれも対象とはならない。

しかし、原子力発電所等からの距離ばかりではなく平成23年3月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故における放射性物質の拡散による影響は風雨雪等の気象条件などを加味する必要もあることから、具体的に地域を示さず市全域を考慮して対応する。

## 第7節 放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置の準備及び実施

放射性プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、このほかその状況に応じた追加の防護措置を講ずる必要が生じる場合もある。

原子力発電所の事故等が発生した場合には、その情報を素早く入手し、現在測定している市内のモニタリングポストばかりではなく、P A ZやU P Zの範囲内のモニタリングポストの数値を入手し、O I L（運用上の介入レベル）と照らし合わせ、市民にいち早く情報を提供し、吸引を避けるための屋内退避等の対応を行うような対策を講ずる必要がある。

また、安定ヨウ素剤の服用については、関係機関と協議し対応することとする。

## 第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、栗原市、宮城県並びに市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱は、栗原市地域防災計画（風水害対策編）第1編第3節に定める「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

### 1 栗原市

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
栗 原 市	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること</li> <li>(2) 原子力防災の広報及び教育・訓練に関すること</li> <li>(3) 通信連絡設備の整備に関すること</li> <li>(4) 住民等に対する情報連絡設備に関すること</li> <li>(5) 防護資機材の整備に関すること</li> <li>(6) 防災対策資料の整備に関すること</li> <li>(7) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること</li> <li>(8) 警戒本部の設置に関すること</li> <li>(9) 災害対策本部の設置に関すること</li> <li>(10) 国、県等との連絡調整に関すること</li> <li>(11) 県の環境放射線モニタリングの実施に対する協力に関すること</li> <li>(12) 市の環境放射線モニタリングに関すること</li> <li>(13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること</li> <li>(14) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること</li> <li>(15) 県の原子力災害医療活動に対する協力に関すること</li> <li>(16) 緊急輸送及び必要物資の調達に関すること</li> <li>(17) 国、県が行う放射性汚染物の除去及び除染作業の協力に関すること</li> <li>(18) 各種制限措置の解除</li> <li>(19) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること</li> <li>(20) その他災害発生時において市が実施できる必要な事項に関すること</li> </ul>

## 2 消防

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
栗 原 市 消 防 本 部	(1) 住民等に対する広報及び退避の誘導に関すること (2) 一般傷病者の救急看護に関すること (3) 防護対策を講ずべき区域の消防対策に関すること (4) 市の環境放射線モニタリングに関すること (5) その他災害発生時において消防本部が実施できる必要な事項に関すること

## 3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮 城 県	(1) 原子力防災に関する知識の普及及び啓発に関すること (2) 防災業務関係者に対する教育に関すること (3) 原子力防災訓練の実施に関すること (4) 通信体制の整備・強化に関すること (5) 環境放射線モニタリング設備・機器類の整備に関すること (6) 原子力災害医療設備等の整備に関すること (7) 防護資機材の整備に関すること (8) 防災対策資料の整備に関すること (9) 事故状況等の把握及び通報連絡に関すること (10) 原子力災害警戒本部の設置・運営に関すること (11) 宮城県災害対策本部の設置・運営に関すること (12) 原子力災害合同対策協議会の運営への協力に関すること (13) 住民等に対する広報及び指示伝達に関すること (14) 緊急時モニタリングに関すること (15) 住民等の退避、避難及び立入制限並びに飲食物等の摂取制限等に関すること (16) 原子力災害医療措置に関すること (17) 緊急輸送及び必需物資の調達に関すること (18) 放射性汚染物の除去及び除染に関すること (19) 各種制限措置の解除に関すること (20) 損害賠償の請求等に必要な資料の作成に関すること (21) 関係市町の原子力防災対策に対する指示、指導及び助言に関すること (22) 自衛隊の派遣要請に関すること

4 警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮 城 県 警 察 本 部 若 柳 警 察 署 築 館 警 察 署	(1) 防護対策を講ずべき区域及びその周辺地域の警備並びに交通規制に関すること (2) 住民等に対する広報及び退避等の誘導に関すること (3) 立入等の制限措置及び解除に関すること

5 教育委員会

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮 城 県 教 育 委 員 会 栗 原 市 教 育 委 員 会	(1) 放射線等に係る知識の普及及び原子力防災に係る指導に関すること (2) 園児、児童、生徒の安全対策に関すること (3) 退避等に係る公立学校施設の提供に関すること

6 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東 北 農 政 局	(1) 農地・農業用施設に対する防災対策及び指導に関すること (2) 農地・農業用施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導に関すること (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病虫害防除の指導に関すること (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導に関すること (5) 土地改良機械の貸付及び指導に関すること (6) 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること
東 北 森 林 管 理 局 宮 城 北 部 森 林 管 理 署	林産物の汚染対策の指導に関すること
東 北 地 方 整 備 局 仙 台 河 川 国 道 事 務 所 古 川 国 道 維 持 出 張 所	(1) 所管する道路の維持修繕工事、除雪等の維持、その他管理に関すること (2) 所管する道路の災害応急復旧工事の実施に関すること (3) 所管する道路の交通確保に関すること
国 土 地 理 院 東 北 地 方 測 量 部	(1) 地理空間情報、防災関連情報及び地理情報システムの活用に関すること (2) 復旧測量等の実施に関すること

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
仙 台 管 区 気 象 台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
東 北 防 衛 局	(1) 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること (2) 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること (3) 原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合の関係地方公共団体等への連絡に関すること
東北地方環境事務所	(1) 災害状況の把握と報告連絡に関すること (2) 関係職員の派遣に関すること (3) 関係機関等との連絡調整に関すること

## 7 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第6師団司令部第22即応機動連隊	(1) 災害応急救援活動に関すること (2) 海上及び空からの緊急時モニタリングに対する協力に関すること

## 8 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株)東北支社	(1) 災害時における業務運営の確保に関すること (2) 災害時における事業に係る災害特別事務取扱に関すること (3) 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資に関すること



機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東日本電信電話(株)宮城事業部 (株)NTTドコモ東北支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株) KDDI(株)東北総支社 ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	通信の確保に関すること
イオン(株) (株)セブン&アイ・ホールディングス	災害時における支援物資の調達及び被災地への供給等
東日本旅客鉄道(株) 東北本部・盛岡支社	救助物資及び避難所の輸送協力に関すること
東日本高速道路(株) 東北支社	高速道路等の交通確保に関すること
日本通運(株)古川営業所	緊急物資等の輸送確保に関すること
日本放送協会 仙台放送局	(1) 原子力防災に係る知識の普及に関すること (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
日本赤十字宮城県支部 栗原市地区	(1) 医療要員の派遣に関すること (2) 救援物資・義援金品の募集及び配分に関すること

9 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
(公社)宮城県トラック協会栗原支部	緊急物資等のトラック輸送確保に関すること
(一社)宮城県LPガス協会	立入り制限や防護策を講じた区域内における液化石油ガスにおける災害防止に関すること
民 間 放 送 各 社	(1) 原子力に係る知識の普及に関すること (2) 災害情報及び各種指示等の伝達に関すること
(公社)宮城県医師会	医療救護活動に関すること
(公社)宮城県バス協会	緊急避難輸送に関すること

10 公共的団体等

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
新みやぎ農業協同組合	(1) 汚染農産物等の出荷制限等応急対策の指導 (2) 食糧供給支援
栗 原 市 医 師 会	医療救護活動に関すること
(社) 栗原市社会福祉協議会	(1) 市が行う避難及び応急対策への協力に関すること (2) 災害ボランティアセンターに関すること (3) ボランティア団体に関する活動支援及び調整に関すること (4) 被災生活困窮者に対する災害安定資金等の融資に関すること
宮城県農業共済組合栗原支所 迫川上流土地改良区 小山田川沿岸土地改良区 真坂土地改良区 栗原南部商工会 若柳金成商工会 栗駒鶯沢商工会 一迫花山商工会	国、県、市及び防災関係機関が実施する活動に対し、積極的に協力するものとする
(株)ミヤコーバス築館営業所	緊急避難輸送に関すること

1.1 東北電力ネットワーク株式会社

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
東北電力ネットワーク (株)栗原登米電力セン ター	(1) 関係機関に対する情報の提供に関すること (2) 従業員等に対する教育・訓練に関すること (3) 放射線防護活動に関すること (4) 通信連絡設備の整備に関すること (5) 緊急時モニタリングに関すること (6) 県、市及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること

